○国土交通省告示第四百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次に掲げる土地において施行した砂防設備工事が終了したので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　平成二十五年国土交通省告示第百四十五号に掲げる土地の区域

二　平成二十五年国土交通省告示第百四十六号に掲げる土地の区域

三　平成二十六年国土交通省告示第四百七十六号に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第四百五十二号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の十六第一号の規定により、次の機関の行う講習を登録実務講習として登録したので、同規則第十三条の三十二第一号の規定により、公示する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録年月日　平成二十七年三月二十日

二　登録番号　㈠第十九号

三　氏名又は名称　株式会社新潟県宅建サポートセンター

四　住所　新潟県中央区明石一丁目三番十号

五　法人である場合の代表者の氏名　小林代士未

六　登録実務講習事務を行う事務所の名称　新潟県宅建会館

七　登録実務講習事務を行う事務所の所在地　新潟県中央区明石一丁目三番十号

八　登録実務講習事務を開始する年月日　平成二十七年三月二十日

○国土交通省告示第四百五十三号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定に基づき、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を平成二十七年三月十九日付けで次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

1．踏切遮断機を設置すべき踏切道		
事業者名	踏切道名称	
上毛電気鉄道株式会社	上毛線	上毛線第62号
島原鉄道株式会社	島原鉄道線	第85号
2．踏切支障報知装置を設置すべき踏切道		
事業者名	踏切道名称	
新京成電鉄株式会社	新京成線	松戸新田1号

○国土交通省告示第四百五十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染防止法」という。）第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号。以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、船舶安全法第二十五条の七十及び第二十九条ノ三第三項、海洋汚染防止法第十九条の十五第三項（同法第十九条の三十第三項及び第十九条の四十六第三項において準用する場合を含む。）及び国際船舶・港湾保安法第二十条第七項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第二項の規定により公示する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	Jalan Tun Razak, 88000 Kota Kinabalu, Sabah, MALAYSIA
変更後	No. 65, Jalan Gaya, 88000, Kota Kinabalu, Sabah, MALAYSIA

㈡　変更年月日　平成二十七年三月二十三日

二　バンコク事務所の変更

㈠　事務所の所在地の変更

変更前	127／32, Nonsee Road, Chongnonsee, Yannawa, Bangkok 10120, KINGDOM OF THAILAND
変更後	127／24, Nonsee Road, Chongnonsee, Yannawa, Bangkok 10120, KINGDOM OF THAILAND

㈡　変更年月日　平成二十七年三月三十日

○国土交通省告示第四百五十五号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十七年三月三十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

㈠　事業所の新設

事業所の名称及び所在地

名称	所在地
本部　管理センター	東京都千代田区紀尾井町4番7号
本部　管理センター別館	東京都千代田区紀尾井町3番3号

㈡　変更年月日　平成二十七年四月一日

○防衛省告示第六十三号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、全部返還、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十七年三月二十七日次のとおり決定された。

平成二十七年三月三十一日

防衛大臣　中谷　元

陸上施設

◎全部返還

施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇〇七　慶佐次通信所	沖縄県国頭郡東村	民有	土地：約九、六〇〇平方メートル 水域：次の各点を結ぶ線の両側百メートル以内の区域 (1)　北緯二六度三六分一一・〇秒　東経一二八度〇九分〇九・一秒 (2)　北緯二六度三五分五六・〇秒　東経一二八度一七分三五・〇秒 平成二十七年二月二十七日

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五一二一	築城飛行場	神埼市	国有	建物：約四九〇平方メートル 平成二十七年三月六日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇三三	木更津飛行場	木更津市	国有	土地：約三、六〇〇平方メートル 陸上自衛隊が庁舎等の建設用地として共同使用する。